

警察の組織と行動の特性と他機関連携のための 施策について

田村 正博

キーワード：警察、犯罪捜査、少年サポートセンター、スクールサポーター、人事交流、情報交換

【要 旨】 少年の健全育成のための行政機関の連携には、相互に他機関の組織と行動の特性を理解することが必要であるが、警察の場合は十分になされていない。警察の犯罪捜査は、自己目的性・独立性・強権性・秘匿性・不確定性・法的厳格性・完璧性の要素を持つ。同時に、警察は国民から負託された捜査責任に応えるために、捜査実績を上げることが求められる。これらによって生じた警察の捜査機関としての行動の特性は、他機関との連携の難しさにつながる。少年事件捜査では、少年の健全育成を目指す目的で行われ、他機関と連携して目的達成に当たる必要があると位置づけられている点で一般の捜査とは異なるが、捜査における秘匿性、不確定性、法的厳格性、完璧性は一般の捜査と同様に要求される。警察署の少年係と学校等との連携には、これらを認識した上での相互理解・協力が必要である。

警察のように他機関と大きく異なる性格を持つ機関の場合、他機関との間でインターフェースとして機能し得る存在が重要である。警察の少年サポートセンター、スクールサポーター、人事交流が該当する。少年サポートセンターの実態は都道府県によって異なるが、専門性のある少年補導職員を中心に組織し、立ち直り支援を主要な業務に位置づけている福岡県や神奈川県のような場合には、非行系少年の多機関連携の基軸役となり得ている。専門性があるというだけでなく、執行力のある組織としての警察とのつながりを持ち、しかも警察そのものとは異なる連絡のし易さがあるためである。スクールサポーターは、元警察官の再雇用であるが、捜査権限がないことを前提に、学校と警察との連絡役として機能しており、双方で評価が高い。人事交流に関しては、都道府県教育委員会との間では可能であるが、市の教育委員会との間では難しい面がある。そのほかにも、協定の締結、サポートチーム設定の枠組み、合同研修など、連携のために多くの手法がとられている。

はじめに

少年の健全育成を図るためには、多くの行政機関がそれぞれ他の機関、団体、地域住民等と連携して対応する必要がある。特に、中学生の年代における非行化の防止と非行少年の立ち直りの支援には、学校と警察や児童相談所などの間の連携が強く求められる。

しかし、行政機関が他の行政機関と緊密な連携をとることは容易ではない。それぞれの行政機関は、限られた人員で、自らに課せられた役割を、法的なものを含む多くの制約がある中で、達成することを求められる。そのために、それぞれの組織内で限界や留意事項について共通の認識が持たれ、特有の考え方や行動の特性が作られている。その一方で、他の行政機関にも、それぞれに役割と制約があり、限界や留意事項があるにもかかわらず、それらを十分に理解していないのが通常である。特に警察については、犯罪捜査という強力かつ特殊な行政を担う機関であるだ

けに、組織と行動の特性に大きな違いがあり、他の行政機関の場合以上に相互理解が難しいように思われる。

以下では、警察組織及びその行動の特性を明らかにするとともに、主に警察と他機関との相互理解の進展に役立つ施策を紹介し、学校教育機関と警察との連携の一助になることを目指したい。なお、本報告は、「子どもの問題行動防止と健全化育成をめぐる総合的対策の研究－学校内の改善および学外関係機関とくに警察との連携を中心に－」（研究代表者・石堂常世早稲田大学教育・総合科学学術院教授）の研究の一環である。

1. 警察の組織と行動の特性

(1) 警察の組織と警察官の特性

警察は、個人の生命、身体及び財産の保護と、犯罪の予防・鎮圧・捜査などの公共安全と秩序の維持に当たることを責務とする機関である（警察法2条1項）。警察官とその他の職員で構成され、強制力のある執行は警察官によって行われる。マンパワーの組織であり、各所属の長の指揮統率の下で一体として活動を行う。地方分権の必要性和効率性の確保の両立の観点から、都道府県の組織とされているが、国が治安責任を果たすために警察官の定数基準の設定など一定の範囲で関与している。

警察は、犯罪という一般行政とは異なる事象を扱うことが多く、かつ強い権力作用を担うため、行政組織としては特異な存在と位置付けられている。様々な情報を収集しているが、保有する情報を公開することが困難である面があり、閉鎖的な印象が強い。地域安全や交通安全のために地域のボランティアとの連携が進められ、警察署協議会や留置施設視察委員会のように閉鎖性を低める制度が設けられてきてはいるが、外部の者にとって警察署は「敷居が高い」存在である。

警察官の権限としては、主に、犯罪が起きた後の捜査と犯罪がまきに行われようとしているときの予防のためのものが法律で定められている。犯罪捜査のほかは、特別の法律の根拠規定のない任意の活動として行われるものが多い。少年警察活動の中で、不良行為少年の補導、家出少年の発見保護、ぐ犯調査などは、法律に根拠規定のない活動である。

警察官には、犯罪捜査こそが自らの本来の仕事であるという意識が強い¹⁾。犯罪捜査が現行の法制度で警察の主要な任務とされ²⁾、実際に用いる中心的な権限である³⁾ ことに加えて、他の一般行政機関にはない独自の権限であること、権力作用として事態を解決することができること（対等者間の交渉としてではなく、自らの主導によって進めることができること）、「悪い犯人を捕まえる」ことが職業選択の動機の一つであり、採用後の教育においても主眼とされていることなども、その背景にある。捜査をあまり行わない部署に配置されていても、警察官としての本来の仕事は捜査であるという意識があるのが通常である。

警察官の行動特性の一つは迅速性である。犯罪への対応や急訴事案への対処における経験から、迅速な対応の必要性が当然のこととされている。他機関からの出向者の評価としても、また他機関に出向した警察官による認識としても、事案を知った場合に迅速に行動をすることが特徴として挙げられている⁴⁾（逆に言えば、警察官の側では他機関の行動が遅いと評価している。）。

注

- 1) 村山真維『警邏警察の研究』（成文堂、1990年）は、交番の警察官が、取扱いの多い秩序維持や社会的サービス提供よりも、犯罪への対応に当たる活動（法強行）を自らの仕事として重視していることについて、「警察官の職業集団の内部においては、被疑者の検挙を中核とする職務観念が共有されている」ことに起因していると分析している（439頁）。
- 2) 戦前期の警察が治安を維持するために予防的ものを含めた強力な権限が与えられていた（例えば、行政執行法では予防的な人の拘束（予防検束）権限が認められていた。）のに対し、戦後の改革において予防的な権限法令のほとんどが廃止され、その一方で警察に犯罪捜査の事務と権限が付与された（戦前期には犯罪捜査は検察の権限とされ、警察はその補助機関とされていた。）。戦前期の警察事務と戦後の改革に関して、田村正博『全訂警察行政法解説』（東京法令出版、2011年）10頁以下参照。
- 3) 警察官の現場的権限を定めた警察官職務執行法は、職務質問の規定を除き、適用される場面は限られている。職務質問も多くは捜査の端緒を得る活動として行われており、その適否は刑事訴訟の過程で吟味される。
- 4) 北村喜宣『行政法の実効性確保』（有斐閣、2008年）は、産業廃棄物行政の場合、派遣・出向された警察官の「気の短さ」が良い方向に作用しているとの評価を行うとともに、「警察官は立ち上がりが高く、裁判を見据えて調査しますから、派遣先の道（引用者注：北海道を指す）にも喜ばれているそうです。」との北海道警察本部長のコメントを引用している（220頁）。

(2) 犯罪捜査の特徴

犯罪捜査には、他の行政とは異なる面が多く存在している⁵⁾。犯罪捜査の具体的内容や犯罪捜査に係る法的規律について論じたものは多いが、犯罪捜査が他の行政とどのような違いがあり、それがどのような行動特性として現れるかについて論じられたことはほとんどない（そのこと自体、警察の捜査が刑事手続に関係する者との間でしか論じられてこなかったことの反映ともいえる。）。警察と他機関との連携のためには、警察の捜査機関としての特徴（他の行政機関との違い）を相互に理解することが求められる。以下では、試論的なものではあるが、まず捜査それ自体の持つ性格と警察の行動に与える影響について、自己目的性、独立性、強権性、秘匿性、不確定性、法的厳格性、完璧性という要素に分けて説明する（多くの場合、これらの特徴は、他機関との連携を困難にする要因にもなっている。）。その上で、捜査責任を負う警察組織において、捜査の成果を求める方針が、どのように行動に現れるのかについて述べる。

自己目的性とは、捜査によって犯人と証拠を明らかにすること自体が警察という行政機関の目的となることである。凶悪事件が起きた場合にはその犯人を明らかにし、証拠を集めて有罪の裁判を受けるようにすることが求められるのであって、何らかの行政目的の手段として捜査が観念されるのではなく、捜査それ自体が高い価値のある行為であるとみなされている⁶⁾。同時に、捜査が所期の成果を遂げるのは、決して容易なことではない。このため、人命が危険にさらされているような特殊な場合を除けば、捜査と他の目的とを比較衡量するという作業は通常は行われな

い。

独立性とは、警察が専ら自らの判断のみによって捜査を行うことである。他の行政機関と連携して捜査に取り組むということはない。事件を送致する相手方であり、公訴の提起と勾留請求権

を持つ検察官とは、連携を図ることが重要であると認識され、一部の重要な事件では事前に連絡をとり、見解の調整をすることはあるが、それ以外の者と連絡を取り合うことは想定されていない。自己目的性と独立性は、捜査機関の行為に自己中心的な印象を与えることになる。

強権性とは、強制力を背景にして、相手方を従わせることである。実際の事件では、強制手段である逮捕、捜索を行わない場合の方が多い（刑法犯で身柄拘束を行うのは4分の1程度である。）が、相手方が従っているために強制力を行使する必要がないという状態にあることの反映ともいえる。法的に強制が可能というだけでなく、法的手続をとるためのノウハウと実行できる物理的な力を備えることが犯罪捜査に当たる警察官に求められ、蓄積されている。捜査に関しては、対等な関係にある他機関・他者は存在しない。このため、対話型ではなく、当然に実施するように求めるという対応がとられることになる。

秘匿性とは、捜査活動が当然に秘匿されなければならないものであるとみなされることである⁷⁾。被疑者の逮捕が公表されることはあるが、それ以外の事実はほとんど公表されない。被害者への連絡も、あくまで逮捕その他の捜査の結果が明確になったことであって、捜査の方針や方法が知られることはない。関係者の名誉等を損なうことを避けるという意味と、犯罪者側が対抗措置を取ること（その事件に限らず、将来の同種事件での捜査の支障となることを含む。）を防ぐという意味とがある。他機関からすれば知りたいことでも、その多くを伝えることはできない。事実認定にどの程度の証拠がなければならないのか、逮捕をするのはどの程度の状況があるときに限られるのかについて、具体的に説明することはできないし、ある事案と他の事案とで、取扱いに違いが生じた具体的理由を明らかにすることも困難である。

不確定性とは、捜査が犯人と証拠を探す（当初は分からない事件の全体像を解明する）という活動であることから、様々な不確定要素があることを意味する。対象となる犯罪行為は一つ一つが異なる事実であり、しかも事件の全体は捜査を終えて初めて分かることである（当初全く予期しなかった事実が、捜査の過程で判明することもしばしばある。）ので、捜査活動の展開は、一つ一つの事案で異なるとともに、流動的な性格を持つ。ある捜査手法を用いる必要があるかどうかを予め決めることはできない。捜査の見込み等を警察が明らかにしないのは、前記の秘匿性の要求もあるが、捜査の不確定性から明らかにできないという場合も多い。また、将来何が証拠として必要となるかは捜査の開始時点では分からないので、後で不要になる可能性が高いものを含めて広く資料を収集しておかなければならないことになる。さらに、捜査が所期の目的を達成することができるか、ということ自体が不確定である。捜査の仕方によって成否が変わることがあるという面と、どれだけ捜査を尽くしても、成果に至らない場合もあり得るという面があることは、捜査の本質的な特徴である。このほか、届出等によって捜査が求められたものが、犯罪であるかどうか、法的には犯罪に該当するとしても刑事手続で処理されるべきと評価される程の悪質性があるかどうかについても、捜査をしてみないと分からない場合がある。

法的厳格性とは、厳格な手続が法律で定められており、それに則って捜査活動が行われなければならないことである。特に、強制捜査は、法律の具体的規定がある場合に限られ、裁判官の発する令状を得て行われる。強制捜査や被疑者の取調べ等に関しては、様々な書類を作成することが、法律及び実務規範（犯罪捜査規範など）によって求められており、それらの書類作成に多く

の時間が費やされる。裁判で証拠になるにはそれらの厳格な手続を遵守したものでなければならない。

完璧性とは、公判の段階でいかなる弁解や主張があっても、合理的な疑いを超える立証がされ、有罪が動くことのないところまで、証拠を収集することが求められることである。法律の建前からすれば、逮捕されるのは「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」があることが要件であり、犯人であることを要しない（有罪とするのに必要な証拠がなくても行うことができる。）。にもかかわらず、被逮捕者＝犯罪者という社会的な認識があり、法的にはある程度想定されるはずの無罪判決があった場合に、「冤罪」といった非難が警察に向けられる。このため、完全なまでに立証をすることが捜査段階で求められることになる。「本人が認めた」からといって犯人と断定することは許されず、公判でその自白を撤回したとしても有罪となるだけの十分な裏付けを収集して初めて被疑者と断定し、事件を送致することができる。このため、ほぼ間違いない（刑事手続以外では断定が可能である。）というときでも、捜査ではまだ立証途中とされ、相当の期間を要するほか、最終的にその者が犯罪を行ったと断定できないという事態になる場合もある。明らかなのになぜ警察は事件として処理しないのか、といった疑念がもたれることがあるのは、このためである。

警察は、捜査責任を国民に対して負っている。捜査活動をして、結果的に成果がなければ、国民からの負託にできていないと評価される。このため、殺人事件や誘拐事件のように社会的に大きな注目を浴びる事件について犯人を検挙することが組織としての第一の課題になる。その他の事件については、事件の種別ごとに組織を分け、それぞれの組織ごとに、担当する範囲の事件についてできるだけ実績を上げることを求めることになる。実績は、事件ごとに捜査の目的を達成することができた結果を積み上げたものであり、通常は、事件を検挙した（犯罪が特定の者によって行われたことを、十分な証拠によって明らかにして、検察官に送致することを意味する。）数と内容によって評価される。このため、事件をできるだけ多く検挙することが組織の課題として認識され、捜査を適切に行って成果を上げることが賞揚されるとともに、捜査力をより効率的に運用することが常に求められる。その一方で、無罪（少年審判での非行なしを理由とする不処分を含む。）や捜査活動の違法性が指摘される事案が生じた場合には、厳しい非難に向けられる。このため、捜査の完璧性の要求に応えつつ、最大限の効率性を確保して、高い成果を上げることが組織として目指されることとなる。警察が件数主義になっているという批判を受けることがあるのは、事件検挙を目指して行動する（徹底して捜査をして証拠を集め、検挙しようとする。）場合と、事件検挙につながりにくい事案の捜査活動が不活発である（被害者の被害申告の意思が明確でないとき（被害申告が取り下げられる可能性が高いときを含む。）、複雑な背景があるなどのため犯罪であるという立証が容易でない）と見込まれるときなど、捜査をしても最終的に事件検挙できるかどうか分からないものについて、捜査をあまりしない。）場合があるが、限られた体制の中で捜査責任を果たす上で、ある程度は当然のことといえる。

注

5) 他の行政との違いを強調するあまり、「捜査は司法であって、行政ではない」といった誤った言説

も警察の中では広く存在している。

- 6) 犯罪捜査を「国家刑罰権の行使」のためのものであることを理由に重要なものであるとすることは、政府の公式見解でもある（内閣法制意見昭和43年5月7日は、これを理由にして、職業安定法に基づく秘密保持義務があっても刑事訴訟法197条2項による照会に応ずることは妨げられないとする（前田正道編『法制意見百選』（ぎょうせい、1986年）758頁以下参照））。
- 7) 犯罪捜査規範（国家公安委員会規則）で、捜査の秘密の保持として、i 秘密を厳守し、捜査の遂行に支障を及ぼさない、ii 被疑者、被害者等の関係者の名誉を害することのないようにする、iii 資料提供者の名誉・信用を害することのないようにする、ことを定めている。

(3) 少年警察の組織と行動の特徴

警察の実働組織は、刑事、生活安全、地域、交通、警備の5部門に分かれる。少年警察は、生活安全部門の一部であり、警察本部の生活安全部少年課（一部の都道府県警察では事件捜査担当課と少年育成担当課に分かれている。）と警察署の生活安全課少年係（一部の大規模警察署では少年課が置かれる。他方、小規模警察署では専門の少年係はなく他の担当と兼務となっている。）によって構成される（以下では、警察署の少年警察担当を「少年係」、本部と警察署の少年警察担当組織の全体を「少年警察部門」という用語で表す。）。警察署の少年係において、非行少年に係る事件の捜査と調査（少年事件の捜査、触法調査及びぐ犯調査）、不良行為少年の補導⁸⁾、非行防止のための一般的な活動のほか、被害少年の支援⁹⁾、要保護少年についての児童相談所への通告等の措置、さらには福祉犯（児童買春、児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪その他少年の福祉を害する犯罪）の捜査を任務としている。警察署の少年係では、少年事件の捜査と並んで福祉犯の捜査が特に重視されている¹⁰⁾。少年警察活動は、少年係以外の警察官によっても行われる場合があるが、重要な判断、措置は少年係の責任者によって行われる¹¹⁾。なお、児童虐待に関しては、被虐待児童への支援と児童相談所からの援助の求めへの対応等は少年係であるが、事件の捜査は刑事部門の所管である¹²⁾。

少年事件の捜査は、成人の事件とは異なり、処罰のためではなく、「少年の健全な育成」を目指すものとして行われる。「悪質な犯罪を敢行した非行少年の検挙・補導活動においてさえ、その最終目的は当該少年の健全育成にある」ことが強調され、他機関やボランティアと連携をとって、立ち直り支援に当たるべきものとされている¹³⁾。健全育成という目的をもって捜査を行うことと、その目的の達成のために他機関等と連携をして当たる必要があると位置づけられていることは、一般の警察の捜査と大きく異なる点であり、他機関との連携を可能とする下地があることを意味している。また、少年事件については、一般に、摘発件数を上げることが求められているわけでもない。

これに対し、秘匿性、不確定性、法的厳格性については、少年事件でも成人事件の捜査と異なるところはない（少年の個人情報については成人の場合以上に秘匿することが求められる。このほか、独自性と強権性についても基本的に存在する。）。完璧性の要求については、少年事件の審判では検察官の立証活動が存在しないために、予期しない少年側の主張があったときに補充捜査を行う機会がないままに家庭裁判所によって「非行なし」とされてしまうおそれがあり、成人の場合以上に証拠の収集に完璧を期すべきものとされる（それだけ証拠の収集に時間を要すること

となる。)。他機関との連携といっても、このような少年事件にも存在する捜査の特性を軽視することはできない。

また、少年係の警察官には、少年の健全育成を強く願い、立ち直り支援について強い意欲を持ったものもいる¹⁴⁾が、警察署では次々と発生する少年事件への対応が求められ、個々の少年に継続的な関与を行うことは容易ではないし、福祉犯のように成人を対象とし、他の部門と同様の強権性の発揮が求められる場合もある。さらに、少年係の警察官は少数であり¹⁵⁾、少年非行が多発して治安上の重要な課題になっているときを除けば、多くの課題に対応する警察署の幹部において、少年非行の問題を特に重視することはできない。このため、少年係に在籍していても、刑事部門等との差異に十分意を用いず、他の機関との連携に対する知識と意欲が高いとはいえない者もある程度は存在している。

警察の仕事の大半を担うのは警察署であり、学校等との連携も、大部分は警察署が行うことになる。その意味で、警察署における少年係の特性（警察の少年事件の捜査が、処罰のためではなく、健全育成のために行われるものであることなど一般の警察とは大きく異なる部分と、一般の警察と共通する部分の双方）を関係機関の側にも認識をしてもらいつつ、警察署として相互理解・相互協力を進めていく必要がある。

注

- 8) 喫煙、深夜はいかいなどをしている少年を発見し、当該不良行為に対する注意、指導のほか、必要に応じて保護者に連絡をする（学校に対しては「特に必要がある場合」に連絡する。）。年間で約100万人の少年を補導している。
- 9) 平成8年の被害者対策要綱（警察庁次長通達）を受け、警察庁少年課の事務に「犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること」が追加され、少年警察の事務に位置づけられた。横内泉「少年に係る被害者対策の推進について」警察学論集（立花書房）49巻4号参照。
- 10) 筆者が調査した警察署（北海道、神奈川県、福岡県の10警察署、調査時期は2010年8月から2011年5月）の少年係の責任者（警部）は、いずれも、少年事件の適正な処理と福祉犯の捜査が自らの課題であるとし、ことに福祉犯については警察本部から期待される成果を上げる必要性があると認識し、部下を督励していると述べていた。
- 11) 少年事件における措置の選別と送致・通告における処遇意見の決定は、警察署の場合、少年係を担当する課長（少年事件選別主任者）が行う。また、交番等の勤務員が不良行為少年を補導した場合の保護者への連絡（連絡の要否の判断を含む。）は、少年係において行われる。
- 12) 児童虐待事件の捜査は、一般の殺人、傷害、強姦等と同じく、刑事部門が担当するので、一般の犯罪捜査の特質がそのまま現れる。少年警察部門が相互伝達の役割を果たさないと、軋轢を生みやすい。
- 13) 「少年警察活動規則」（国家公安委員会規則）では、「少年の健全な育成を期する精神をもって当たるとともに、その規範意識の向上及び立ち直りに資するように配慮すること。」を、少年事件捜査を含めた少年警察活動の全体の基本の第一に掲げている。本文中の引用は、少年非行問題研究会編『2訂版わかりやすい少年警察活動』（東京法令出版、2008年）4頁。
- 14) 押田良光「独白警察署長第5回 本物-家に帰らない刑事」（月刊警察（東京法令出版）2011年8

号)は、補導した少年の多くが親が夜仕事に出て1人残されていることから、1人1人に電話をかけて夕食を食べたかを確認し、食べていない子どもに会って夕食を食べさせる、ということを毎晩行っていた少年係の巡査部長のことを記述している。

- 15) 少年警察部門の警察官は、警察署の兼務を含めて、全体で8千人余りの規模であり、警察官全体の30分の1程度である。

2. 警察における他機関との連携施策

(1) インターフェースの重要性

1で述べたとおり、警察の組織と警察官の行動は、他機関にとってかなり異質なものを含まざるを得ない。このため、他機関との連携には、一般の機関同士のような定期的な会合が必要であることはいうまでもない¹⁶⁾が、それにとどまらず、インターフェースとして機能し得る存在を設けることが重要な意味を持つ。他機関にとって分かりやすい非警察的な体質を持つ組織を警察内部に設ける、他機関にとって警戒心や負担を感じることなく会える者を連絡役として警察組織に置く、他機関の側に警察の行動の特性を分かった者がいる状態を作る(警察出身者が他機関の職員となる場合と、他機関の職員が警察で勤務する場合とがある。)といった方法があり得る。

少年警察の分野では、少年サポートセンターの設置、スクールサポーター制度、人事交流がこれに当たる。以下、順に解説する。

注

- 16) 学校と警察との間では、伝統的に学校警察連絡協議会や補導連絡会等が設けられている(昭和38年の警察庁保安局長通達「少年非行防止における警察と学校との連絡強化について」及び文部省初等中等教育局長通知「青少年非行防止に関する学校と警察との連絡について」で示され、平成9年に両省庁によって学警連等の充実と活性化が求められ、さらに平成14年には学警連等の場をより実質的なものとする趣旨の通知等がなされている。)

(2) 少年サポートセンターの設置

少年サポートセンターは、少年補導職員¹⁷⁾又は同等の専門的な知識及び技能を持った警察官を配置し、専門的な知識・技能を必要とし、又は継続的に実施することを要する少年警察活動を担当する組織として位置付けられている(少年警察活動規則参照)。都道府県の警察本部(北海道の方面本部を含む。)の少年課等に、197か所設置され、少年相談活動、街頭補導活動、継続補導、立ち直り支援活動、広報啓発活動等を行い、「学校、児童相談所その他の関係機関・団体と緊密に連携しながら、総合的な非行防止対策を行っている。」とされている(警察白書)。他機関との連携を進めるための警察の一つの施策として位置付けることができる¹⁸⁾。

もっとも、少年補導職員については都道府県ごとの実態が大きく異なっており¹⁹⁾、少年サポートセンターも組織の名称、規模、人的構成、担当事務、施設(全国で68か所は警察施設外、そのほかは警察の施設内に存在する。)など、様々な面で違いがある²⁰⁾。筆者は、比較的成果を上げていると思われる少年サポートセンターを中心に調査を行ってきた²¹⁾が、担当事務(少年相談

と立ち直り支援を中心的な業務とするかどうか（街頭補導を中心的な業務とするところでは、触法事案の調査等で職権行使に当たるところもある。）と人的構成（少年補導職員が主導的な立場にあるかどうか）によって、組織としての性格に大きな違いがあった。このほか、筆者が訪問したところ以外で、組織としての実態があるとはいえないところもあることがうかがわれた。

少年サポートセンターの在り方は、少年補導職員の状況や他機関との関係等によっても異なるが、一般的に言えば、警察署の機能を補完するものとして、少年警察活動規則が定めるように、警察署では困難な立ち直り支援や被害者への継続的支援を重視し、その分野での他機関との連携を担いつつ、その過程で培った相互信頼を基に、警察の執行組織と他機関との相互理解に資する活動を行うことが期待される。このためには、少年補導職員を中心とした少人数の組織を各地に設置し、立ち直り支援を中心的な課題として位置づけ、子どもや他機関の人が立ち寄りやすい施設（警察施設でない場所）を拠点として、ある程度の自由な行動を容認する（子供1人1人に適切な支援を行うためには、ある程度の行動の自由度がなければならない。）といったことが望まれる。

その典型例として、福岡県と神奈川県をあげることができる。いずれも少年補導職員（神奈川県は少年相談員）を中心とする小規模な組織²²⁾を、警察とは異なる施設に置き²³⁾、立ち直り支援と被害者支援を中心に、関係機関との連携を図りつつ活動している。これらの少年サポートセンターは、非行系の少年（非行少年として法的な処理の対象となっている少年に限定されない。）の立ち直り支援に対する多くの機関の連携の機軸役となっている。その理由として、①非行系の少年と向き合う知識と経験を積んだ専門家が継続的に配置される²⁴⁾こと、②外に出て積極的に行動することができること、③執行力のある警察という組織を背景としていること（これにより、i 暴力性の強い少年や保護者と向き合うことが容易である（相手方が暴力的な行動をとらないものと予想できる²⁵⁾し、いざとなれば警察官による対応が可能であるという安心感をもって動くことができる。）、ii 警察の保有する情報に間接的であってもアクセスすることができる、iii 必要な場合には警察署に非行少年としての対処を求めることができる、iv 警察の特性を十分に分かった上で他機関との検討を行うことができる、といった利点が生まれる。）、④他機関から連絡し易く、開かれた存在であること（警察署のように犯罪捜査を基軸にものを考えるわけではないので、他の行政機関との間でお互いの考えを理解しやすい。閉鎖的でない。）、を挙げることができる。なお、行動の自由度に関しては、警察と離れた施設を拠点とすることで、その可能性が高まるといえるほか、実績が積み上げられることで組織からの信頼が得られるものといえる。

その他の少年サポートセンターでも、立ち直り支援を重要な任務に位置付けている場合には、他機関連携において重要な役割を果たしているところが多く、施設等の違いは一次的な規定要因ではない。専門的な知識経験を積み重ねることが可能な少年補導職員を複数配置し、警察の他の事務と区分された明確な任務が与えられれば、警察という執行力のある組織を背景としつつ、通常の警察と異なる連絡し易い機関として、他機関との連携に機能を発揮することができることを示している²⁶⁾。

注

- 17) 少年補導職員は、規則における名称であって、法令に基づくものではない。前身は、道府県警察で制度化していた婦人補導員である。当初は街頭補導に従事する補助的非専門職であったが、その後専門性のある職員として位置付ける動きが広がり、平成8年には少年補導職員として専門的な業務を行うべきものと位置づけられている（平成8年2月22日付生活安全局長通達「少年補導職員の運用要領について」）。なお、少年警察活動規則上は、心理専門職である少年相談専門職員も少年補導職員に含めている。
- 18) 少年サポートセンターの設置の経緯については、佐野裕子・橋高耕太郎「少年サポートセンターによる少年保護のための取組み」（警察学論集52巻12号）参照。なお、少年補導職員は、以前は主に警察署に配置されていたが、事務作業にあてられることも多く、相談等の専門性の発揮が困難であったことから、少年サポートセンターに集中配置しようとしたことも、設置の背景にあると思われる。
- 19) 少年補導職員の数は、各都道府県警察でまちまちであり、最多は福島県の41人である。常勤の者が20人以上いる都道府県警察は13あるが、警察官定数1万人を超える大規模県は神奈川県、千葉県のみであり、警察官定数の少ない青森県、秋田県、鳥根県、徳島県が入っている。なお、警視庁と京都府には、他府県のような少年補導職員は存在しない（警視庁は、少年相談専門職員が各少年センターに1人ずつ配置されているほか、平成19年以降、再雇用した退職警察官を「警視庁少年補導職員」として配置している。京都府では心理専門職2人を少年補導職員としている。）。長野県及び熊本県では、前記通達前に婦人補導員制度を廃止しその枠を警察官に充てており、少年補導職員はいない。
- 20) 警察組織は多くの場合全国的な斉一が図られているが、少年警察の分野では、都道府県ごとの差異が大きい。非行少年対策が地域的な性格を持ち、都道府県で独自の施策が展開されてきたことと、警察官以外の職員の場合には職種や人員が全面的に都道府県の判断に委ねられている（警察官の場合に国の定員基準に従うこととされている（警察法57条2項）のと異なる。）ことが背景にある。
- 21) 筆者は、北海道、千葉県、神奈川県、滋賀県、京都府、兵庫県、岡山県、鳥根県、愛媛県、福岡県の少年サポートセンターないしその関連施設を訪問した（調査時期は2010年8月から2011年8月）ほか、近畿管区内の各府県警察の少年サポートセンター職員の見解を聞いている。
- 22) 神奈川県の子少年相談・保護センター方面事務所では、職員（少年相談員の主幹）を長とし、警察官（警部補（警察署少年係長に相当））と少年相談員2名を下に置いている。警察官の存在は、警察署との連絡役として必要であると認識されている（やや図式的に言えば、警察署刑事部門警察官－警察署少年係警察官－少年サポートセンター所属警察官－少年補導職員－福祉系機関職員という段階ごとに、考え方や行動特性の違いがある。近接する段階の者の間では、お互いが理解しやすいのに対して、何段階か離れた者との間での相互理解は困難になる。少年サポートセンターが警察と他機関との間でのインターフェース役が期待されるのと同じように、少年サポートセンター所属警察官には、少年補導職員と警察署の警察官とのインターフェース役を担うことが期待される。）。
- 23) 福岡県警察の北九州市、福岡市及び春日市にある少年サポートセンターは、児童相談所と同じ施設に入っており、迅速かつ日常的な連携が可能となっている。なお、福岡市の場合には、児童相談所である子ども総合相談センターに、教育委員会の教育相談課が含まれており、スクールソーシャルワーカー等も所属しているので、学校における要保護的な子どもへの対応にも三者の連携が図られている。

- 24) 教育学、心理学若しくは社会学を専攻する大学卒業又は教職資格を採用の条件としている例が多く、臨床心理士資格を取得する職員も存在する。採用後は、他の業務を行うことなく一貫して同じ職務を担当する。これにより、知識経験に加えて、非行系の子どもたちとの信頼関係、人的なネットワークが作られていく。他の行政機関を含めても、生徒指導を長期に担当する教員を除けば、非行系少年を一貫して担当する職種はほとんど存在していない（保護観察官は、広域的な人事異動が行われるので、地域における非行少年等との関係の構築は不可能である。）。
- 25) 担当者に専門性があることも、暴力的傾向のある子どもと向き合うことを可能にしている（暴力の要因をアセスメントすることにより、相手方が面接に際して暴力的にならないことを見立てることができる。）。そして何よりも、その子どもを「困ったことをする非行少年」としてではなく、「困っている不幸少年」として、苦しみを聞き取ろうとする姿勢があることが、相手方から暴力を受けないことにつながっている（安永智美『言葉ひとつで子どもは変わる！』（PHP研究所、2011年）参照）。
- 26) 警察庁では、少年サポートセンターと少年補導職員の役割を重視している（少年警察の最も基本的な方針である「少年非行防止・保護対策総合対策推進要綱」（平成16年4月22日付警察庁次長通達）でも、「少年サポートセンターの中核となる少年補導職員について、増員、専門的な知識及び技能を有する人材の確保、適切な処遇並びに活動に必要な経費の予算措置を図る。」とされている。）。しかし、都道府県では警察官以外の一般職員の削減が進められており、少年補導職員もその対象とされているところがある。

(3) スクールサポーター制度

スクールサポーターは、警察と学校との橋渡し役として都道府県警察が雇用する非常勤の職員である²⁷⁾。少年の非行防止と立ち直り支援、学校における児童等の安全確保対策、非行・犯罪被害防止教育の支援等、地域安全情報等の把握と提供、という4つの任務が想定されている²⁸⁾。国においては平成18年度の地方財政計画に計上されたが、実際に制度を創設するかどうか、どのような制度とするかは、都道府県の予算によって定まる。現在、42都道府県で約600人が雇用されている²⁹⁾ほとんどが退職警察官であるが、元少年補導職員、元学校教員も少数存在する。退職警察官の場合、少年警察部門に長期間勤務していた者は一部であり、刑事部門や警備部門などで少年警察の経験がない者も含まれている³⁰⁾。

スクールサポーターの運用は、警察署に配置して、管内の学校を回って、非行防止や被害防止に関する情報の提供、相談などに当たるものと、サポートセンター等に配置して、非行が深刻な状況にあるなどの学校からの要請を受けて、その学校の支援に当たるもの等がある（学校での非行防止教室を専ら担当する例もある。）。

警察署配置型の典型は、神奈川県で、水上警察署を除く53署に各1人（学校の多い2署は2人）が配置され、管内の中学校及び小学校を定期的に訪問して、学校やその周辺における防犯対策上の問題点や子どもに関する犯罪情報等を把握し、助言・指導を行うことをはじめとする、子どもの安全確保、非行防止・立ち直り支援のための活動を行っている。地域のボランティアとの連携役を担うことも含まれる。警察署の少年係に所属しているが、実際の活動は、本人の考えと技能に応じて異なり、非行防止教室としての講演活動に意欲的に取り組む者や、毎朝学校の登校時間に校門に立って子どもたちに声をかける活動を行っている者もいる。

スクールサポーターは、警察官ではないこと（捜査権限と責任がないこと）が本人及び学校側に強く意識されている。学校側責任者と気楽に相談できる関係が作られたこと、特に小学校との間でそれまでほとんどなかった人的な関係ができたことが警察側で評価されている。学校関係者が警察に来て話すことはしにくいもの（明白な犯罪とはいえないことなど）であっても、学校に来たスクールサポーターに相談することは容易である。学校側からも、特に小学校の場合に、子どもの安全確保のニーズに対応できることに加えて、連携が深まったとの認識がもたれている³¹⁾。

一方、派遣型の場合には、必要性の高い状況に至った学校側からの要請で、スクールサポーターがその学校に派遣され、関係者へのアドバイスを行うほか、学校内の状況を改善するために、校内を巡回し、必要な注意を生徒等に対して行うことになる。北海道では、少年警察部門に長く勤務していた3人のスクールサポーターが、学校に行き、学校側やその他の関係者との連携を図りつつ、過去の経験を生かし、問題生徒に直接声をかける活動を継続するなどして、学校内の問題状況の改善に寄与していることが、警察側学校側の双方で評価されている³²⁾。

なお、スクールサポーターが学校との連携において有益性を発揮しているからといって、立ち直り支援における少年補導職員の代替的な機能を果たすことにはならない。立ち直り支援にはそれだけの専門性を要するのであって、その経験と志向のない元警察官には、適した業務とはいえないからである。

注

- 27) 前掲次長通達「少年非行防止・保護総合対策要綱」では、学校における生徒指導等を支援するための要員を「スクールサポーター」と呼び、警察OB等の人材を「中学校等に派遣する取組みを拡充する」ことが方針とされていた。その後、犯罪から子どもを守るための対策の一環としても、スクールサポーターの活用が盛り込まれた。
- 28) 警察庁少年課長・生活安全企画課長「スクールサポーター制度の拡充について」平成18年1月11日による。なお、スクールサポーター制度に関して、警察庁の施策を示す通達として警察庁のウェブサイトに掲示されているのは、これだけである。
- 29) 1署1人平均以上が雇用されているのは、警視庁、茨城県、神奈川県、京都府、岡山県などである。岡山県では、各警察署に2人又は1人のスクールサポーターが配置され、人数分の車両が配備されている（2010年12月の筆者の調査による。）。これに対し、大規模府県でも、数人にとどまるところもある。
- 30) 筆者は、福岡県と神奈川県の4警察署で調査をし（調査期間は2010年8月から2011年5月）、警察署に配置されているスクールサポーターに面接したが、少年警察部門に勤務経験のある者は1人だけであった。他の者は、スクールサポーターに応募した理由として居住地に近いことを挙げ、第二希望の者もいた。しかし、それらの者も、子どもたちと関わる仕事のおもしろさを感じ、熱心に取り組んでいるようすがうかがえた。
- 31) JST研究開発プログラム「子どもを犯罪から守るための多機関連携モデルの提唱」主催の公開シンポジウム「中学生を犯罪から守るための多機関連携」（平成23年5月20日）における中嶋孝宏氏の報告による。
- 32) 警察側の見解については、筆者の北海道警察少年サポートセンターへの調査（2011年4月）による。

学校関係者の見解については、前記シンポジウムにおける赤塚尚志氏の報告及び石堂教授らの札幌市内学校関係者からの聞き取り調査（2011年7月）による。

(4) 教育委員会との人事交流

都道府県警察のほぼ半数では、教育委員会との間で、人事交流を行っている³³⁾。警察から教育委員会に送り出しているのは、警部又は警部補級で、生徒指導、非行対策の部門の場合が多いが、現場の少年補導センターの例もある³⁴⁾。一方、教育委員会側から受け入れているのは、ほとんどが警察本部少年課（少年育成課）の少年サポートセンター又は課の企画・対策部門に配置されている。少年補導職員として、現場の業務を担当する者も一部存在する³⁵⁾。

教育委員会との人事交流は、出身元の経験等を生かして勤務先の業務に貢献すること（連絡会議の開催等を通じてそれぞれの機関同士の良好な関係作りを行うことや、勤務先の他の者に出身元のものの考え方を伝え行動の予測等を可能にすることを含む。）と、勤務先の経験を生かして出身元に貢献すること（出身元からの人的つながりによる相談に対して適切なアドバイスをすること、出身元に戻った後で経験や人的つながりを生かすことを含む。）との両面で、効果が期待できる。

人事交流について、都道府県教育委員会との間では、同じ都道府県の職員であるので、公務員身分を変更することなく、出向、併任のいずれも行うことが可能である³⁶⁾。しかし、学校の管理者は市町村教育委員会であり、都道府県教育委員会に所属しても、間接的にしか関わることができない。政令指定都市の場合には、任命権が市の教育委員会に属しているため、都道府県教育委員会にいても、人的なネットワークが機能しないという問題もある。このため、都道府県教育委員会だけでなく、政令指定都市の教育委員会との人事交流を行っている例もある³⁷⁾。市との人事交流は、公務員身分の変更を伴うので、退職出向となるなど、職員側又は組織側に負担を生じさせることがあり得るところから簡単ではない³⁸⁾が、大きな効果が発揮できるだけの運営をすることを前提に、条件を整備していくことが求められるといえる。また、警察経験者を教育委員会が雇用することは、個人の能力を発揮させることに加えて、警察とのインターフェース機能を果たす効果も期待できる³⁹⁾。

注

33) 警察庁と文部科学省との間でも交流が行われている。平成16年当時は、両省庁の責任者（警察庁の少年課長、文部科学省の児童生徒課長）は他省庁からの出向者であった。

34) 少年非行対策部門が首長部局に移ると、送り出し先が教育委員会ではなくなる。例えば、北九州市の教育委員会には、従来は非行担当の課長級職員として警部が配置されていたが、事務が市長部局に移ったため、現在は市の子ども家庭局の勤務となっている。

35) 北九州市にある警察の少年サポートセンターには、北九州市教育委員会の指導主事が派遣され、少年補導職員としてともに子どもの立ち直り支援に当たっている。

36) 派遣（併任）の場合には、宿日直をしなくなることで宿日直手当がなくなるなど職務に応じた手当が変わることを除けば、公務員としての処遇は変わらない。出向（任命権者の変更）の場合にも、公務員身分は継続し、所属する共済組合や職員互助会が変わることによる影響があるのとどま

る。

- 37) 例えば、京都府警察では、京都府教育委員会と京都市教育委員会の双方に警部を送り出し、両委員会から指導主事を少年サポートセンター課長補佐として迎え入れている。また、神奈川県警察では、神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会に加えて、川崎市教育委員会からも迎え入れている。
- 38) 出向の場合、県又は市を退職して新たに出向先で採用されるため、給与面での処遇が維持できないという問題が生じ得る。派遣の場合には、職員の負担は生じないが、派遣元の組織が給与負担等をし続けることの合理性が説明できなければならない。このほか、警察の場合には、警察官とその他の職員とで異なる定員管理がなされているため、警察官を出向させ、同数の職員を受け入れた場合、警察官定数には余剰が、職員定数には不足が生ずることになるという問題も生ずる。警察官以外の職員の定数は少数であるため、影響が大きい。
- 39) 北九州市教育委員会には、警察官退職者3名が非常勤職員として採用され、元学校長とともに、経験を生かして、同市内で求められた学校の支援に当たっており、警察との連携の機能も発揮している。

(5) その他の連携施策

インターフェース役の設定以外にも、意味のある連携方策は多く存在する。特に、近年では、個人情報保護制度との関係で、情報を交換する枠組みの設定が重要となってきた。本来、個人情報保護法制の考え方からすれば、秘密保持義務のある行政機関相互間での個人情報の提供は、相手方行政機関の法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用する場合であって、その保有個人情報を利用することについて「相当な理由」があり、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するものでなければ、本人の同意がなくとも法律上可能なはずである（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律8条2項）。非行少年の立ち直り支援など、正当な目的で関係機関が情報を共有することが否定されることにはならない⁴⁰⁾。しかし、一部で同意のない目的外利用がほとんど許されないものであるかのような主張があり、事後の問題化を恐れて、過度に慎重になっている場合も存在している。情報提供を行う場合等が明確にされることは、危惧を招かないようにする上でも意味がある。このため、本来の趣旨にのっとり適切な情報共有ができるように、関係機関の間で協定を締結することが望まれる。

神奈川県警察と横浜市教育委員会の間で、同市の個人情報保護審議会の承認を得て、情報交換制度を構築している⁴¹⁾のは、その好例である。もとより、制度は実際に情報の交換が行われてこそ意味がある。学校と警察との間では、警察に情報を提供した場合の危惧感が一部関係者に存在することもあって、学校側からの情報提供が警察の側に比べて消極的になりやすい傾向がある⁴²⁾が、神奈川県警察と横浜市の間では、警察が情報の提供を受けた場合に警察署で指導する（その後必要に応じ、少年相談・保護センターで立ち直り支援を行う）など速やかに対応し、提供した学校にとっても有意義になるという実績を積み重ねることにより、相互に活発に情報提供がなされるようになってきている⁴³⁾。単に、情報交換が違法視されることを防ぐというのではなく、子どもために警察と学校が一緒になって対応するという基本的な考えが基にあり、機関同士の相互信頼関係の蓄積があって、情報交換制度も有効に機能するといえる。

そのほか、問題となっている少年のケースについて、サポートチームを編成することが、連携の手法として行われている。警察の関わるサポートチームの編成は、年間1,000件余りに達しているが、編成するための事前の仕組みの設定と、チームとしての共同の対応における対話を通じて、個別ケースへの対応だけでなく、機関相互の理解の進展にもつながるものといえる⁴⁴⁾。

相互理解の観点からは、関係機関による共同の研修も重要である。近年、警察庁と文部科学省とで、共同の研修会が開催されているが、大人数での1日研修では、他者の話を聞くだけとなり、深い理解に至ることはできない。相互にディスカッション可能な、少人数での研修が多く行われることが期待される。

注

- 40) サポートチームにおいて情報を共有し利用することについては、「少年健全育成という公共性の高い事務を適正に遂行するに当たり、問題を抱える少年等に対する指導・支援の向上を図る観点から必要である」ことを理由に、少年本人及びその家族等の利益を不当に侵害しないことを前提に、個人情報保護法の目的外利用・提供の原則禁止の例外として認められると解されることが、関係省庁の少年非行対策課長会議申合せ（「関係機関等の連携による少年サポート体制の構築について」平成16年9月10日）で明確にされている。
- 41) 平成16年11月1日締結の「児童生徒の健全育成に関する警察と学校の相互連携に係る協定書」。警察署から学校に対しては、i 児童生徒を逮捕又は身柄通告した事案、ii 非行集団による犯罪行為等（犯罪行為及び不良行為）で児童生徒による事案、iii 児童生徒の犯罪行為等のうち、他の児童生徒に影響を及ぼすおそれのある事案、iv 犯罪行為等を繰り返している事案、v 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案、学校から警察に対しては、i 犯罪行為等に関する事案、ii いじめ、体罰、児童虐待に関する事案、iii 暴走族等非行集団に関する事案、iv 薬物等に関する事案、v 児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案とされるが、いずれも児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成に関し、相互連携を必要と認める事案が対象となる。秘密の保持と、「この協定の目的を逸脱した扱いは厳に慎む」こと、児童生徒への対応に当たって「この協定の目的を踏まえ、教育効果及び健全育成に配慮した適正な措置を行うよう努める」ことが定められている。協定に直接の文言はないが、学校は警察からの情報提供をもって生徒に不利な処分を課することはできない、警察は学校からの情報提供を犯罪捜査に利用することはできない、ということが協定の意味するものと理解されているほか、協定には明記されていないが、保護者に通知することになっている（注31の中嶋報告による。）。
- 42) 滋賀県では、当初警察から学校に対する一方通行としての連絡制度を平成15年1月から実施し、その後学校から提供を可能にする制度を求める声を受けて、協議の上、双方向とすることに改めた制度を平成21年5月から実施している（若林隆生「滋賀県における少年非行防止と立ち直り支援のための機関連携について」早稲田大学社会安全政策研究所紀要3号参照）。
- 43) 神奈川県警察の警察署と横浜市教育委員会の学校との間では、運用開始以来、平成23年3月までの間の連絡件数は、学校から416件で、警察からの360件を上回っている（注31の中嶋報告による。）。
- 44) 北海道警察が1996年に全国に先駆けて少年サポートチームの仕組みを立ち上げるに際して関係機関に配布した「趣旨説明」には、「日頃、ケースについて各種のやりとりをしている機関同士でも、互いに相手の業務内容についてよく理解していないということは、比較的よくあることです。

それでいて、このケースについては、あそこが担当できるはずだなどと考え打診してみるがうまくいかないなどということもあります。そういったことも、「少年サポートチーム」での会議で、話し合うことによって、各機関のできることできないこと、できないわけではないが難しいこと、場合によってはできることなどが相互に理解できるようになるでしょう。」と記載されている。注31のシンポジウムにおける龍島秀広氏の報告及び龍島秀広・梶裕二「非行における臨床心理的地域援助－関係機関の連携方策について－」臨床心理学（金剛出版）2巻2号（2002年）参照。

おわりに

筆者は、2県において警察本部長を務めたが、県議会本会議場では教育長と自分だけが知事以外で答弁をする立場にあった。警察と教育とが、知事の指揮命令下でないことの反映である。二つの行政分野は、いずれも国民に最も身近なものであるが、明治初期に国家の近代化の基礎として構築され、戦後の制度改革で地方分権の対象となり、政治的中立のために委員会の下に置かれることになった。また、警察官と教員とは、戦前期には一般の官吏より低い処遇の対象であったが、今日ではいずれも行政職を上回る給与を支給されている。警察共済組合、公立学校共済組合という独自の組合の構成員でもある。警察官と教員とは、仕事の内容は大きく異なるが、過剰な程に聖職者的なものが求められ、違法事案を犯した場合に他の公務員以上に厳しい批判の対象となる。

その意味で、警察官と教員とは、案外に似た存在であるのかもしれない。そして何よりも、少年問題を担当する警察官は、教員と同じく、その少年の健全育成を願って仕事に当たっている。そのような共通性を前提とした上で、警察官の場合の犯罪捜査という仕事の特異性による行動の特異さを、相互に理解し、適切な連携が進むことを期待したい。本報告がその一助になれば幸いである。

なお、本稿は独立行政法人科学技術振興機構（JST）の社会技術開発センターの研究開発プロジェクトである「子どもを犯罪から守るための多機関連携モデルの提唱」における研究成果を踏まえたものである。